

滋賀県危機管理センターの設置および管理に関する条例案要綱

1 制定の理由

緊急の事態に際して危機管理を的確かつ迅速に行うとともに、地域防災力の充実強化を図るための施設として、滋賀県危機管理センターを設置するため、条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 緊急の事態に際して危機管理を的確かつ迅速に行うとともに、地域防災力の充実強化を図るため、滋賀県危機管理センター（以下「センター」という。）を大津市京町四丁目に設置することとします。（第1条関係）
- (2) センターの業務について定めることとします。（第2条関係）
- (3) センターの開館時間および休館日について定めることとします。（第3条関係）
- (4) 特定施設の使用の承認およびその取消し等について定めることとします。（第4条、第7条関係）
- (5) センターの使用料の額および納付の方法等について定めることとします。（第5条関係）
- (6) センターの施設および設備の変更の禁止および原状の回復について定めることとします。（第6条、第8条関係）
- (7) その他
 - ア この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行することとします。
 - イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例 新旧対照表

旧	新																				
<p>第1条 省略</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(75) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～ 省略</p> <p>別表第1～別表第29 省略</p> <p>別表第30および別表第31 削除</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(75) 省略</p> <p><u>(76) 危機管理センター使用料</u></p> <p><u>別表第30に定める額</u></p> <p>2 省略</p> <p>第3条～ 省略</p> <p>別表第1～別表第29 省略</p> <p>別表第30</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">午 前</th> <th style="text-align: center;">午 後</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前9時から 正午まで</th> <th style="text-align: center;">午後1時から 午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大 会 議 室</td> <td style="text-align: center;">円 14,400</td> <td style="text-align: center;">円 19,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 議 室 1</td> <td style="text-align: center;">9,600</td> <td style="text-align: center;">12,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 議 室 2</td> <td style="text-align: center;">4,800</td> <td style="text-align: center;">6,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 議 室 3</td> <td style="text-align: center;">4,800</td> <td style="text-align: center;">6,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 議 室 4</td> <td style="text-align: center;">4,800</td> <td style="text-align: center;">6,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加</p>	区 分	午 前	午 後	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	大 会 議 室	円 14,400	円 19,200	会 議 室 1	9,600	12,800	会 議 室 2	4,800	6,400	会 議 室 3	4,800	6,400	会 議 室 4	4,800	6,400
区 分	午 前		午 後																		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで																			
大 会 議 室	円 14,400	円 19,200																			
会 議 室 1	9,600	12,800																			
会 議 室 2	4,800	6,400																			
会 議 室 3	4,800	6,400																			
会 議 室 4	4,800	6,400																			

算した額とする。

2 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

3 防災その他の危機管理に資するものとして知事が認める活動を行うことを主たる目的として使用する場合の使用料は、無料とする。

別表第31 削除

別表第32～ 省略

別表第32～ 省略